

別記

貴書

一 高木祐吉氏より支配人の解任を監査役トナスコト但し實際支配人の職務ヲ行ハルコトヲ妨ケズ  
 一 高木野次郎氏より監査責任社員タルコトハ既定相續ノ法規上ノ手續終了迄關係スルコト  
 一 深江基太郎氏より従来通例依社員タルコト  
 一 須田清氏より監査責任ヲ解クコト

別記

貴書

一 高木祐吉氏より支配人の解任を監査役トナスコト但し實際支配人の職務ヲ行ハルコトヲ妨ケズ  
 一 高木野次郎氏より監査責任社員タルコトハ既定相續ノ法規上ノ手續終了迄關係スルコト  
 一 深江基太郎氏より従来通例依社員タルコト  
 一 須田清氏より監査責任社員タルコトハ今代干渉ノ借入金ノ償却マシ其後繼續スルコト

右差慰復也

昭和四年九月八日

合資会社ニ深野電機製作所

代表社員 深江基太郎  
 支配人 高木祐吉

九月一日 九日



第 754 号



券紙第一八五五號  
 昭和四年九月十二日  
 警視總監 丸山 鴻吉

以 務大臣 安達 謙藏  
 社 會 局 長 官 庶務

石渡電氣株式會社 五場ノ券紙申請ニ關スル件 一 亦一紙ニ發生

會社ノ注カ入額少シ難事困難ニ陥リ且一月日限リ工場ヲ閉鎖  
 再會 スル上中議シタルニ労働者側ハ直ニニ急業ニ移リ閉鎖後  
 ハ解雇手當ヲ要求シ執事申

一 申請發生ノ場所